

IFC Performance Standards概要

・IFC Performance Standardsは、環境社会配慮に関するIFCの借入人・顧客に対する要求事項を示したものであり、2006年2月に制定され、同年4月から適用が開始されている。

・Performance Standard1～8(以下、PS1～PS8)の8つの基準で構成されており、それぞれの概要は以下のとおり。

	各Standardの名称	主な内容
PS1	<u>Social and Environmental Assessment and Management Systems</u> (環境社会アセスメント及びマネジメントシステム)	<p>正負両面の環境・社会への影響評価を行う。</p> <p>環境・社会への悪影響の回避ないし最小化、緩和、補償。</p> <p>影響を受ける地域社会の適切な関与。</p> <p>マネジメントシステムによる企業の環境・社会パフォーマンス向上促進。</p>
PS2	<u>Labor and Working Conditions</u> (労働者及び労働条件)	<p>労使関係の確立、維持、改善。</p> <p>労働者の差別禁止、機会均等、国内の労働法・雇用法の遵守の推進。</p> <p>児童労働・強制労働問題への取組。</p> <p>安全かつ健康的な労働条件の促進。</p>
PS3	<u>Pollution Prevention and Abatement</u> (汚染の防止・削減)	<p>汚染の回避または最小化。</p> <p>気候変動の一因となる排出の削減を推進。</p>
PS4	<u>Community Health, Safety and Security</u> (地域社会の衛生・安全・保安)	<p>地域社会の衛生及び安全に対する、通常時及び非通常時両方のリスク・影響を回避または最小化。</p> <p>職員及び資産の保護が合法的な方法で実施されることを確保。</p>
PS5	<u>Land Acquisition and Involuntary Resettlement</u> (用地取得及び非自発的住民移転)	<p>代替案を検討することにより、実施可能な限り、非自発的住民移転を回避または最小化。</p> <p>資産の喪失に対し、再取得コスト分の補償を行い、情報開示・協議の実施・現地住民の参加等を踏まえた住民移転手続を通して、用地取得等により生じる環境社会面での悪影響を緩和。</p> <p>移転者の生計と生活水準を改善、少なくとも回復。</p> <p>永住権を保証した適切な住居を与えることにより、移転先での生活環境を改善。</p>
PS6	<u>Biodiversity Conservation and Sustainable Natural Resource Management</u> (生物多様性の保全及び持続可能な天然資源管理)	<p>生物多様性の保護および保全。</p> <p>保全の必要性和開発の優先度を統合した実践方法の採用により天然資源の持続可能な管理と利用を促進。</p>
PS7	<u>Indigenous Peoples</u> (先住民)	<p>開発プロセスが先住民の尊厳・人権・期待・文化・自然資源に基づいた生計への全面的尊重を促進することを確保。</p> <p>先住民の地域社会への負の影響を回避、もしくは文化的に適切な方法で最小化・緩和・補償し、開発の恩恵を得る機会を与える。</p> <p>影響を受ける先住民との継続的関係の構築、維持。</p> <p>先住民が伝統的または慣習的に使用している土地の使用にあたっては、先住民との誠実な協議及び当該先住民の参加を促進。</p> <p>先住民の文化・知識・慣習の尊重、保護。</p>
PS8	<u>Cultural Heritage</u> (文化遺産)	<p>文化遺産の保護および保全への援助。</p> <p>ビジネス活動における文化遺産の利用から得られる恩恵の公平な分配。</p>